

高知県デジタル技術活用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県デジタル技術活用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「補助事業者」とは、公益財団法人高知県産業振興センターをいう。
- (2) 「中堅企業及び中小企業者等」並びに「小規模事業者」とは、別表第1に定めるものをいう。
- (3) 「事業戦略」とは、公益財団法人高知県産業振興センターの事業戦略策定・実行支援事業を活用して策定された事業計画のことをいう。
- (4) 「経営計画」とは、商工会又は商工会議所が作成を支援し、認定した事業計画のことをいう。
- (5) 「これらに準ずる事業計画」とは、事業戦略及び経営計画以外の事業計画であって、自社の現状分析を踏まえ、中期の数値目標及び行動計画が記載されたものをいう。
- (6) 「サービス等生産性向上IT導入支援事業」（以下「IT導入補助金」という。）とは、国の令和6年度一般会計歳出予算補正により措置されたものをいう。
- (7) 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（以下「ものづくり補助金」という。）とは、国の令和6年度一般会計歳出予算補正により措置されたものをいう。
- (8) 「中小企業省力化投資補助金」（以下「省力化投資補助金」という。）とは、国の令和6年度一般会計歳出予算補正により措置されたものをいう。

(補助目的及び補助対象事業)

第3条 県は、電力・ガス・食料品等の価格高騰によって実質的な賃金が減少している中、給与等の増額又は正規雇用転換を行う県内中堅企業及び中小企業者等のデジタル技術や省力化機械装置への投資を通じた生産性を向上させる取組を支援するため、補助事業者が行う事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、小規模事業者については、給与等の増額又は正規雇用転換は不要とする場合がある。

2 補助事業の対象は、次に掲げる事業とする。

- (1) 県内中堅企業及び中小企業者等（以下「間接補助事業者」という。）が、事業戦略、経営計画、これらに準ずる事業計画及び継続的にデジタル化に取り組むための中期的な実行計画に基づいて行うデジタル技術や省力化機械装置への投資を通じた生産性を向上させる取組を支援するため、補助事業者が間接補助事業者の間接補助金を交付する事業
- (2) 補助事業者が第16条に規定する事業完了後の間接補助事業の効果等の調査を行う事業

3 間接補助事業者が行う事業の要件は、別表第2に定めるとおりとする。

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第4条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第3に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第6条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認める場合は、予算の範囲内で補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第4に掲げるいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

3 知事は、間接補助事業者が別表第4に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助事業者に対する補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、原則として、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業を中止又は廃止する場合は、別記第2号様式による知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に別記第3号様式による知事の承認を受けなければならないこと。
- (8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (9) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと又は徴収の猶予を受けていること。

(10) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(11) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して前各号に掲げる事項を条件として付さなければならないこと及び間接補助事業者からの交付の申請に当たっては、別記第4号様式による誓約書兼同意書を添付させなければならないこと。

（補助事業の変更）

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ別記第5号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金額の変更をしようとするとき。ただし、補助金額の20パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合及び別表第3の区分ごとに20パーセントを超えない範囲で経費の配分を変更しようとする場合を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助事業の目的の達成に支障がなく、かつ、事業効率に関係がない事業計画の細部を変更する場合を除く。また、必要に応じて知事と事前に変更内容について協議すること。

2 知事は、前項の規定による補助事業の変更の申請が適当であると認めたときは、当該補助事業者に通知するものとする。

3 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

（概算払）

第9条 補助事業者は補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第6号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（繰越承認申請）

第10条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しないと見込まれる場合は、別記第7号様式による繰越承認申請書を当該事業年度の3月22日までに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告等）

第11条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日が属する年度の3月22日のいずれか早い日までに、別記第8号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が事業年度内に完了しない場合は、別記第9号様式による年度終了実績報告書

を当該事業年度の3月22日までに知事に提出しなければならない。

- 3 補助事業者は、第7条第10号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書又は前項の年度終了実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、第7条第10号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書又は第2項の年度終了実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合に、その金額を速やかに別記第10号様式により、知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第12条 知事は前条第1項の規定による実績報告書を受理した場合は、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条の規定による承認をした場合にあっては、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金の額の確定を行い、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。
- 2 知事は前条第2項の規定による年度終了実績報告書を受理した場合は、年度終了実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その年度終了実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条の規定による承認をした場合にあっては、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金の額の確定を行い、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。
 - 3 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
 - 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を徴するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し等)

- 第13条 知事は、第7条第3号の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条第1項の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 補助事業者が、別表第4に該当した場合
- 2 知事は、前項の規定に基づく取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

- 3 知事は、前項の規定による返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還については、前条第3項の規定を準用する。

(債権譲渡の禁止)

第14条 補助事業者は、第6条第1項の規定による交付の決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(遂行状況の報告)

第15条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(事業効果の報告)

第16条 補助事業者は、間接補助事業の終了の翌年度に事業完了後の間接補助事業の効果等を調査し、知事に報告するものとする。

- 2 知事は、必要に応じ、補助事業者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、知事からの報告の求め又は調査に協力するよう努めなければならない。

(グリーン購入)

第17条 補助事業者及び間接補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第18条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年12月21日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第3項、第7条第5号から第8号まで、第11条第4項、第12条第3項及び第4項、第13条、第16条並びに第18条の規定は、同日以降もなお効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月24日から施行する。

別表第1（第2条関係）

【中堅企業及び中小企業者等】

種別	業種分類	定義
中堅企業	全業種	下記に定義する中小企業者等を除き、常時使用する従業員の数が2,000人以下の者
中小企業者等	① 製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
	② 卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
	③ サービス業 （ソフトウェア業又は情報処理サービス業、旅館業を除く）	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
	④ 小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
	⑤ ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工場用ベルト製造業を除く）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人事業主
	⑥ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
	⑦ 旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人事業主
	⑧ その他の業種（上記以外）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
	⑨ 医療法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
	⑩ 学校法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
	⑪ 商工会・都道府県商工会連合会及び商工会議所	常時使用する従業員の数が100人以下の者
	⑫ 中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
	⑬ 特別の法律によって設立された組合又はその連合会	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
	⑭ 財団法人（一般・公益）、社団法人（一般・公益）	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
	⑮ 特定非営利活動法人	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者

【小規模事業者】

業種分類	定義
①商業、サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数が5人以下の会社及び個人事業主
②サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数が20人以下の会社及び個人事業主
③製造業その他	常時使用する従業員の数が20人以下の会社及び個人事業主

別表第2（第3条関係）

区分	間接補助事業者が行う事業の要件
一般枠	<p>対象となる間接補助事業： 生産性向上に資するITツールや機械装置の導入等を行う事業</p> <p>間接補助事業の要件：</p> <p>(1) 令和7年1月から令和7年12月までの決算期の数値とその1年後の決算期の数値との比較において、給与支給総額（注1）を年率1.5%以上増加又は間接補助事業の実施期間において、1名以上の正規雇用転換（注2～注4）をする見込みの計画を策定し、実行すること。ただし、小規模事業者で補助申請額が100万円以下の場合、計画の策定及び実行は不要とする。</p> <p>(2) 令和7年1月から令和7年12月までの決算期の数値とその1年後の決算期の数値との比較において、付加価値額（注5）の伸び率を年率1.5%以上増加する見込みの計画を策定すること。</p> <p>(3) 事業計画（事業戦略、経営計画、又はこれらに準ずる事業計画）を策定していること。ただし、小規模事業者で補助申請額が100万円以下の場合、事業計画の策定を不要とする。</p> <p>(4) 継続的にデジタル化に取り組むための中期的な実行計画を策定していること。</p>
加速枠	<p>対象となる間接補助事業： 先進的又はイノベーション創出につながる取り組みで、生産性向上に資するITツールや機械装置の導入等を行う事業</p> <p>間接補助事業の要件：</p> <p>(1) 令和7年1月から令和7年12月までの決算期の数値とその1年後の決算期の数値との比較において、給与支給総額（注1）を年率4.0%以上増加又は間接補助事業の実施期間において、2名以上の正規雇用転換（注2～注4）をする見込みの計画を策定し、実行すること。</p> <p>(2) 令和7年1月から令和7年12月までの決算期の数値とその1年後の決算期の数値との比較において、付加価値額（注5）の伸び率を年率3.0%以上増加する見込みの計画を策定すること。</p> <p>(3) 事業計画（事業戦略、経営計画、又はこれらに準ずる事業計画）を策定していること。</p> <p>(4) 継続的にデジタル化に取り組むための中期的な実行計画を策定していること。</p>
国補助金上乘せ枠	<p>対象となる間接補助事業： 以下の国の補助事業の交付決定を受けた事業</p> <p>(1) IT導入補助金：通常枠</p> <p>(2) ものづくり補助金：製品・サービス高付加価値化枠</p> <p>(3) 省力化投資補助金：カタログ注文型、一般型</p> <p>間接補助事業の要件： 対象となる間接補助事業のうち、補助事業の実施場所を高知県として交付決定を受けていること。</p>

(注1) 給与支給総額は、役員以外の全従業員に支払った給与等（給料、賃金、賞与を含み、福利厚生費、法定福利費や退職金を除く。）をいう。

(注2) 正規雇用転換とは、間接補助事業者において次のいずれかの措置を講ずることをいう。

①公募開始時点で間接補助事業者が雇用している非正規雇用労働者を、正規雇用労働者に転換すること。

②公募開始時点で間接補助事業者が（注3）の③に規定する派遣労働者として受け入れている非

正規雇用労働者を、正規雇用労働者に転換すること。

(注3) 非正規雇用労働者とは、次のいずれかに該当する労働者をいう。

①期間を定めて雇用されている労働者

②期間を定めずに雇用されている労働者であって、正規雇用労働者以外の労働者

③労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者

(注4) 正規雇用労働者とは、次のいずれにも該当する労働者をいう。

①期間を定めずに雇用されている労働者

②同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者

(注5) 付加価値額とは、営業利益、人件費及び減価償却費を合計したものをいう。

別表第3（第4条関係）

区分	補助対象経費		補助率	補助金額
(1) 間接補助事業者が行う事業に対する間接補助金	一般枠	ソフトウェア、ハードウェア（機械装置を含む。）の導入に要する経費	補助対象経費の2分の1以内	1事業者当たり10万円（下限）～上限450万円
	加速枠	ソフトウェア、ハードウェア（機械装置を含む。）の導入に要する経費	補助対象経費の2分の1以内	1事業者当たり450万円超（下限）～上限2,500万円
	国補助金上乘せ枠	IT導入補助金において実施場所を高知県として交付決定を受けた際に補助対象と認められた経費	補助対象経費の12分の1～4分の1以内	1事業者当たり上限1,000万円ただし、国のIT導入補助金、ものづくり補助金、省力化投資補助金の交付決定額との合計で、補助対象経費の4分の3以内となること。
		ものづくり補助金において実施場所を高知県として交付決定を受けた際に補助対象と認められた経費	補助対象経費の12分の1～4分の1以内	
省力化投資補助金において実施場所を高知県として交付決定を受けた際に補助対象と認められた経費		補助対象経費の12分の1～4分の1以内		
(2) 補助事業を行うための事務費	人件費、旅費、報償費、使用料及び賃借料、需用費、役務費及び委託料		定額	

別表第4（第6条、第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。